

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

| | | | |
|--|--|----------------------------------|---|
| 団体/会社名 | 特定非営利活動法人 環境創造研究機構 | | |
| 代表者 | 花嶋 正孝 | 担当者 | 古賀 啓子 |
| 所在地 | 〒816-0852 福岡県春日市一の谷一丁目 161 番地の 2 TEL:092-725-9300 FAX:092-725-9300 E-mail: npoeco@npo-eco.org | | |
| 設立の経緯 ／沿革 | <p>高度に経済化された社会において、持続可能な発展を継続するためには、循環型社会の形成が必要である。循環型の社会において、自然・社会環境を保全し、人が健康に生活するためには、経済・社会活動に伴い排出される廃棄物を有効に資源化し、または処理・処分・保管することが重要であります。廃棄物の安全で有効な処理施設を建設し、適正に管理していくことが、循環型社会の具体化を支える基本である。また、開発途上国においては未だ廃棄物のオープンダンプが行われ、さらに投棄された廃棄物から発生するメタンガスは温室効果ガスとして地球温暖化の一因となっている。こうした背景を踏まえ、国内外の住民から信頼される環境に安全な廃棄物処理施設やリサイクル施設の建設および適正管理のための技術支援、情報提供ならびに普及啓発活動を行うことにより健全な循環型社会の実現に寄与しようとするものである。</p> | | |
| 団体の目的 ／事業概要 | <p>(目的) (1)環境の保全を図る活動 (2)国際協力の活動 (3)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p> <p>(事業) (1)特定非営利活動に係る事業 ① 廃棄物の適正なリサイクル、処理処分の普及啓発に係る事業 ② 廃棄物の適正なリサイクル、処理処分の研究に係る事業 ③ 廃棄物の適正なリサイクル、処理処分に関する国際交流に係る事業 ④ 廃棄物の適正なリサイクル、処理処分を行う団体への助言又は援助の活動に係る事業</p> <p>(2) 収益事業 ① 廃棄物のリサイクル、処理処分に関する調査、計画、設計等受託事業</p> | | |
| 活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入) | <p>環境技術者の人材育成事業：平成 16 年より、北九州市と共同で運営している『九州環境技術創造道場』において、定期的に環境技術の研修会を開催し、技術者の人材育成に貢献することを目的として実施している。</p> <p>技術指導：産業廃棄物処理施設やリサイクル施設に対して施工や維持管理に関するコンサルティングを行なっている。</p> <p>国際協力：(財)福岡県国際交流センターの協働海外人材育成事業として、海外から廃棄物関連の社会人技術者を受け入れ、その指導にもあたっている。</p> <p>普及啓発事業：環境技術を広く理解していただく為に、情報提供や資料作成、住民への説明等の普及啓発活動にも取り組んでいる。</p> | | |
| ホームページ | http://www.npo-eco.org | | |
| 設立年月 | 平成 15 年 5 月 | * 認証年月日 (法人団体のみ) 平成 15 年 5 月 日 | |
| 資本金/基本財産 (企業・財団) | 1,445,719 円 (H20.3 月決算) | 活動事業費 ／売上高 (H 17) | 10,210,165 円 (H20.3月決算) 11,713,992 円 (H19.3月決算) 10,250,615 円 (H18.3月決算) |
| 組織 | <p>スタッフ／職員数 理事 13 名, 監査 2 名, 事務局 1 名 (内 専従 1 名)</p> <p>個人会員 36 名 法人会員 5 名 その他会員 (賛助会員等) 名</p> | | |

政策のテーマ

最終処分場からの資源採掘と保管機能庫化

■政策の分野

・環境問題改善

・

■政策の手段

・廃棄物処理法の改正

・安全・安心な資源回収と保管方法の開発

団体名：特定非営利活動法人環境創造研究機構

担当者名：坂本晋太郎

| ■キーワード | 資源 | 資源保管 | 最終処分場 | | |
|--------|----|------|-------|--|--|
|--------|----|------|-------|--|--|

① 政策の目的

現行廃棄物処理法では、一度最終処分場に処分された廃棄物を取り出すことは禁止されているが、最終処分場から廃棄物を資源として取り出せるようにすることにより、最終処分場を資源保管庫場所としての役割を与える目的や、今まで処分されていた未利用資源をリサイクルすることによって、新たな循環型社会の形成を築くことを目的としている。

② 背景および現状の問題点

【背景及び問題点】

資源に乏しいわが国は世界中から資源を輸入し加工し、製品を輸出する加工貿易により立国している。その量は経済高度成長期の1970年代から推算しても約20億トンと推定される。一方で最終処分場不足は深刻な状況となりつつあり、企業の生産活動に支障を来すことも懸念されている。また、全国的に最終処分場の残存年数・残余容量の数値が低い。よって、現在埋め立てられている再資源可能な廃棄物を、再び資源として循環させる仕組みが最終処分場の延命化には必要である。

日本の最終処分場が抱える問題として、残余年数や残余容量が限界に近づいている処分場が多くある。しかし、新しい処分場を作るには莫大なコストがかかり、新しい処分場を作れるとしても、地域住民の反対や周辺地域の環境悪化の懸念が想定され、新たな処分場建設は厳しい。よって、これらの問題を解決すべく打開策が必要となっている。

【その他の問題点】

- 処分場には再利用可能な資源が豊富にあるにも関わらず、取り出せない。
- 処分場から取り出した廃棄物を管理する仕組みがない。
- 廃棄物を資源化した場合の保管庫がない。（その為に処分場を資源の一時保管庫にする）
- 資源を掘り起こした後、需要がない場合の対策。（資源を保管する広大な土地）
- 現在処分場に処分されている廃棄物及び再資源可能な廃棄物（廃プラスチックなど）の中には、処分場の環境を悪化させるものが多く埋め立てられていること。

※現状として、処分場運営に悪影響を及ぼす廃棄物が多く埋め立てられている。

③ 政策の概要

本政策は、上記の「背景や現状の問題点」で記述した問題を解決するために実施するものである。

過去に埋立処分された資源残渣は、現在の選別技術、資源枯渇を巡る社会情勢から資源としての活用が可能である。またこれらの未利用資源を活用することにより、最終処分場に新たな空間を創出することが可能となる。そして、空いたスペースを現在の基準に合わせて修復利用し最終処分場不足を解消することに繋がる。

さらに、廃棄物処理法を改正することによって、最終処分場を資源保管庫として活用することを目的としている。

この政策を実施することにより、以下のような効果が生まれる。処分場に新たな役割を創出することが可能となる。

- ・資源採掘：過去に使用、廃棄した資源残渣からの資源回収
- ・資源保管：市況変動に対応し、流通調整を行う。
- ・処分場不足の解消：資源採掘後の空間利用
- ・古い処分場整備による地域環境保全：浸出水やガス対策設備を整備する。
- ・新しいビジネス創出と雇用の確保

【この政策を実行する場合に想定される問題】

○廃棄物処理法

現行の廃棄物処理法では、一度、産業廃棄物処分場に処分された廃棄物を掘り起こし、資源として持ち出すことができない。このため廃棄物処理法の規制緩和もしくは改正が必要である。

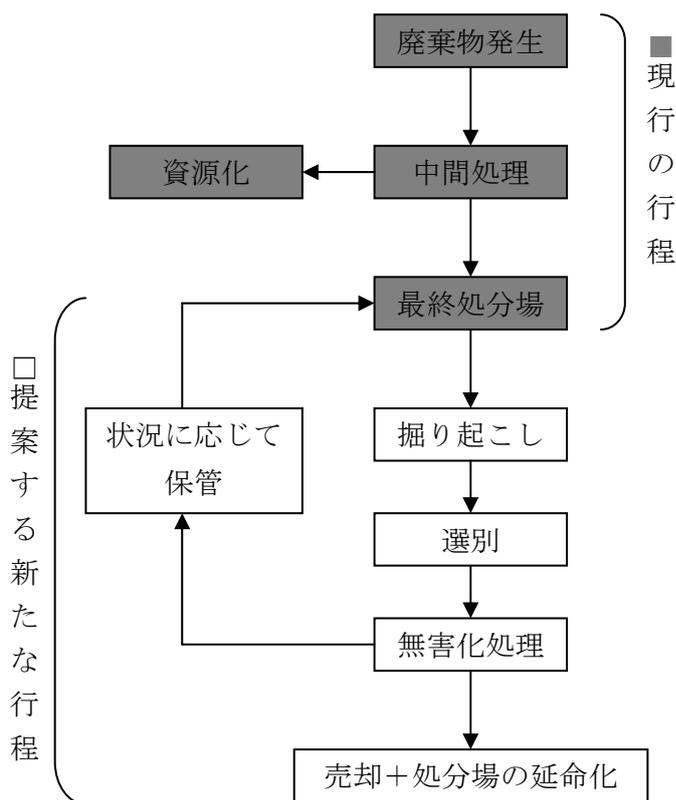
○処分場を掘り起こす場合の環境問題

掘削時に想定されるメタンガス噴出やアスベスト等有害物飛散による労働環境および周辺環境の保全技術の開発が必要となる。

○住民合意

掘り起こし作業の安全性、地域環境の保全効果等について地域住民の理解を求める必要がある。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）



組みの説明

の分は、現の処分場に廃棄物がめられるまでの組みです。の分は今提案する新たな組みとなります。

現の組みでは、廃棄物が発生してから中間処理施設に運れて、資源化可能なものは選別・されて資源化されます。そして、処分場にのをめてる組みとなっています。

が提案する政策は、ま、られた利用可能な資源を最終処分場から掘り起こします。に、掘り起こした廃棄物を選別・を行い、無害化(資源化)を行います。無害化出た資源は、市況がい場合は市場で売却し、に市況がい場合は処分場を資源の保管所庫として活用するステです。市況に応じて資源を循環させ、新たな循環型社会の形成くりを目的としています。

⑤ 政策の実施主体 (提携・協力主体があればお書きください)

特定非営利活動法人 環境創造研究機構

福岡 工 研究 資源循環・環境工 専 太 今
福岡 経済 産業経済 シ 一起業 コー イ ーター 正
福岡 シ 一起業 理 研究室営業 ク

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

有物の有効利用

が国は今まで多くの廃棄物を蓄積しており、これを資源国とも言える。その最終処分場に埋められている廃棄物は、現在の技術を駆使することで新たな資源を確保することが出来る。将来的に資源という事を考えれば、多くの可能性を秘めていることがわかる。

最終処分場の延命効果

最終処分場を新たに作る為には地住民の対策や費用がかかり高くなる。しかし、従来の処分場をリサイクルし、現在の技術を用い、従来の処分場に埋めていた資源を循環させる事でその資源を有効的に利用でき、延命効果が期待出来る。

○資源の保管

国際資源市場は市況変動が大きく、市況の急激な変化にはストックや短期的に資源活用されるが、現のように市況が急激に変化すると廃棄物として最終処分されることが多い。このためリサイクルした最終処分場を資源化物の保管庫として利用し、資源の流通調整を行うことにより、循環型社会に貢献することも可能となる。

新しい資源創出と資源の確保

）【埋められた廃棄物のストックを最初の10年を過ぎに出した延命効果及び収益】
環境の悪化より10年間で産業廃棄物は4割以上も最終処分されている。その中で2700トンがストックで埋められておりその量は27%に達する。平成17年度の最終処分量が13%で全国平均が15年のため、埋められたストックを10年分利用する事で全国平均が30年も延命化を行う事が可能となる。

経済高度成長期の1970年代から推算しても約20億トンと推定されるこの廃棄物を現在の技術を利用し、減らす事ができれば日本国内での廃棄物を用いた循環型社会も形成できるだろう。

また、資源回収物としては産業廃棄物最終処分場からはプラスチック、ガラス（ル、等）、道からの回収等が期待される。一廃棄物最終処分場からは（ル、等）の回収からリサイクルを回収することが可能であり、この事業を行うことで新たな市場形成、資源確保も期待出来る。この事業実施により、調査技術、資源化処理技術等研究開発分野における効果も期待出来る。

⑦ その他・特記事項